平成２５年（再イ）第８号
新潟県上越市清里区武士1279番地１
再生債務者　平田　　実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月８日　新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（再イ）第４号
佐賀県唐津市和多田大土井１番６号
再生債務者　石嵜　和久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月７日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（再イ）第５１号
神戸市北区藤原台北町３丁目７番７号
再生債務者　吉川　広史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月７日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第２６号
広島市佐伯区藤の木２丁目23番６号
再生債務者　安中　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月８日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１１３号
札幌市西区八軒９条東１丁目２番13号
再生債務者　佐藤眞壽美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２９号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字金沢12番地223
再生債務者　森山　　賢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月８日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第３７号
埼玉県ふじみ野市西原１丁目１番地45　ダイアパレス上福岡けやき通り601号
再生債務者　佐藤　洋昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月７日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第２４８号
大阪府交野市郡津１丁目53番４－４号
再生債務者　尾﨑　清美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第１３号
広島市安芸区瀬野西６丁目４番18号
再生債務者　澤田　高志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月８日
広島地方裁判所民事第４部

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社公告第46号

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成25年10月22日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

工事の区間　旧）①茅ヶ崎市西久保から高座郡寒川町倉見まで
②高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から厚木市上依知まで
④神奈川県相模原市南区当麻
⑤神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
⑥神奈川県愛甲郡愛川町
⑦神奈川県相模原市緑区葉山島
⑧神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
⑨神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
⑩神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区中沢まで
⑪神奈川県相模原市緑区中沢から東京都あきる野市牛沼まで
新）①茅ヶ崎市西久保から高座郡寒川町倉見まで
②高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から厚木市上依知まで
④神奈川県相模原市南区当麻
⑤神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
⑥神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
⑦神奈川県愛甲郡愛川町
⑧神奈川県相模原市緑区葉山島
⑨神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
⑩神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
⑪神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区中沢まで
⑫神奈川県相模原市緑区中沢から東京都あきる野市牛沼まで
工事区間変更日　平成25年10月１日

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の新設工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成25年10月22日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事一部完了の日
近畿自動車道名古屋神戸線	兵庫県神戸市北区八多町中から兵庫県神戸市北区有野町二郎まで	新設工事	平成25年10月23日